

令和6年10月分（12月支給）より児童手当の制度が一部変更になります。
 ※支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。必ず裏面をご確認ください。

1. 変更後内容

①支給対象年齢の拡大

18歳まで（平成18年4月2日以降生まれ）の児童がいる世帯が支給対象となります。

②所得制限撤廃

上記①に該当する世帯の全世帯が児童手当の支給対象となります。

③多子加算の拡充

第3子以降の児童は児童1人あたり支給額が一律3万円となります。

また、第3子以降加算の算定基準が児童手当受給者が経済的な負担等がある大学生年代から数えて3番目以降の児童となります。

④支給回数が年3回から6回へ

児童手当の支給月が2月、4月、6月、8月、10月、12月となります。

※支払日は10日（10日が金融機関の休日の場合はその直前の営業日）

2. 支給額

	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上～高校生	10,000円	

3. 申請期限

■令和6年10月31日（木）【必着】

制度改正の申請については、上記の期限内に提出された場合は10月・11月分の児童手当を令和6年12月に支給します。上記の期限を過ぎて提出された場合は、支給月が遅れますが10月分まで遡及して支給します。申請の最終期限は令和7年3月31日（月）【必着】です。最終期限を過ぎてしまうと申請月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

お問い合わせ

〒838-0126 福岡県小郡市二森1167-1

■小郡市総合保健福祉センター「あすてらす」

小郡市子ども育成課 医療・手当係

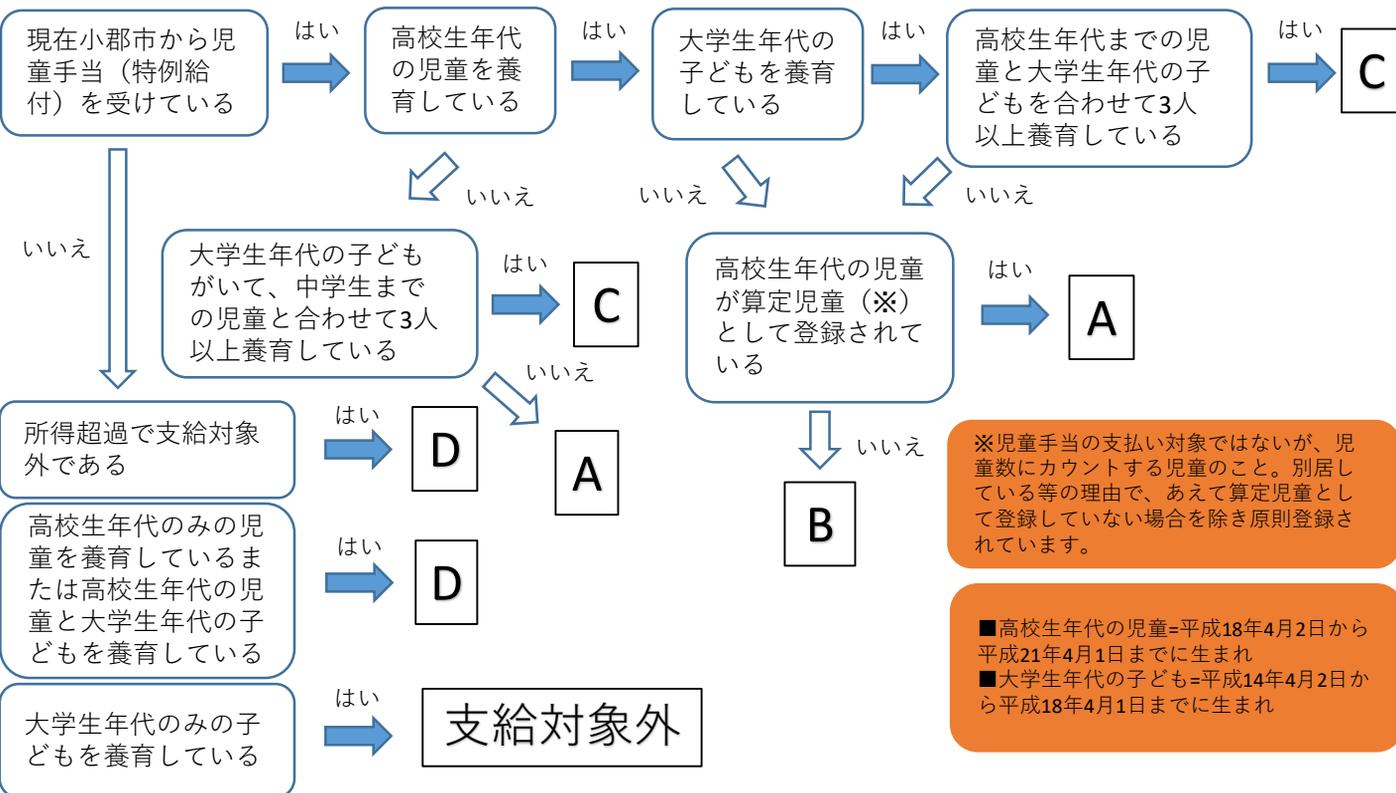
TEL 0942-72-6666(内線742)

(受付時間：平日8:30～17:00)

※あすてらすは毎週水曜日
 （祝日の場合は翌木曜日）
 が休館日となりますが、申
 請の受付は行っております。

4. 申請対象者

児童手当受給者が**公務員**である場合は勤務先へ、受給者が**小都市以外に在住**の場合はお住まいの市町村へお問い合わせください。**※受給者は父母のうち所得の高い者となります。**



※児童手当の支払い対象ではないが、児童数にカウントする児童のこと。別居している等の理由で、あえて算定児童として登録していない場合を除き原則登録されています。

■高校生年代の児童=平成18年4月2日から平成21年4月1日までに生まれ
 ■大学生年代の子ども=平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれ

5. 支給手続き

下記の書類を同封の返信用封筒にて返送または小都市子ども育成課窓口まで直接提出してください

A に該当する方：**手続き不要**です。

高校生年代の児童がいる場合および児童が3人以上いる場合、職権で額改定（増額）します。

B に該当する方：**手続きが必要**です。

- ・児童手当額改定認定請求書
- ・児童手当別居監護申立書（高校生年代の児童と別居している場合のみ必要）
 ※様式は市ホームページからダウンロードできます。

C に該当する方：**手続きが必要**です。

- ・監護相当・生計費の負担についての確認書
- ・高校生年代の児童が算定児童として登録されていない場合は、**B** の手続きも必要となります。

D に該当する方：**手続きが必要**です。

- ・児童手当新規認定請求書
- ・児童手当別居監護申立書（高校生年代までの児童と別居の場合のみ必要）
 ※様式は市ホームページでダウンロードできます
- ・監護相当・生計費の負担についての確認書（高校生年代までの児童と大学生年代の子どもを合わせて3人以上養育している場合のみ必要）